

			<ul style="list-style-type: none"> シ 認知症ケア加算（一般病棟又は結核病棟に限る。） イイ 精神疾患診療体制加算（精神病棟を除く。） イロ 精神科急性期医師配置加算（精神病棟の7対1入院基本料、10対1入院基本料又は13対1入院基本料を算定するものに限る。） イハ 薬剤総合評価調整加算 								
<p>【注の見直し】</p>	<p>注10 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病棟（一般病棟に限る。）に入院している患者について、ADL維持向上等体制加算として、入院した日から起算して14日を限度とし、1日につき25点を所定点数に加算する。</p>	→	<p>注10 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病棟（一般病棟に限る。）に入院している患者について、ADL維持向上等体制加算として、入院した日から起算して14日を限度とし、1日につき80点を所定点数に加算する。</p>								
<p>A105 専門病院入院基本料（1日につき）</p>											
<p>【注の見直し】</p>	<p>注3 当該病棟に入院している患者の看護必要度につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者については、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数をそれぞれ1日につき所定点数に加算する。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">イ 看護必要度加算1</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">30点</td> </tr> <tr> <td>ロ 看護必要度加算2</td> <td style="text-align: right;">15点</td> </tr> </table>	イ 看護必要度加算1	30点	ロ 看護必要度加算2	15点	→	<p>注3 当該病棟に入院している患者の看護必要度につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者については、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数をそれぞれ1日につき所定点数に加算する。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">イ 看護必要度加算1</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">55点</td> </tr> <tr> <td>ロ 看護必要度加算2</td> <td style="text-align: right;">45点</td> </tr> </table>	イ 看護必要度加算1	55点	ロ 看護必要度加算2	45点
イ 看護必要度加算1	30点										
ロ 看護必要度加算2	15点										
イ 看護必要度加算1	55点										
ロ 看護必要度加算2	45点										

【注の見直し】

注7 当該病棟においては、第2節の各区分に掲げる入院基本料等加算のうち、次に掲げる加算について、同節に規定する算定要件を満たす場合に算定できる。

イ～オ (略)

ク がん診療連携拠点病院加算

ヤ～エ (略)

テ 退院調整加算

ア 新生児特定集中治療室退院調整加算

サ 救急搬送患者地域連携紹介加算

キ～メ (略)

ミ 病棟薬剤業務実施加算

シ (略)

注7 当該病棟においては、第2節の各区分に掲げる入院基本料等加算のうち、次に掲げる加算について、同節に規定する算定要件を満たす場合に算定できる。

イ～オ (略)

ク がん拠点病院加算

ヤ～エ (略)

テ～サ (略)

キ 病棟薬剤業務実施加算 1

ユ (略)

メ 退院支援加算（1のイ、2のイ及び3に限る。）

ミ 認知症ケア加算

シ 精神疾患診療体制加算

エ 薬剤総合評価調整加算

【注の見直し】

注9 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者（7対1入院基本料又は10対1入院基本料を現に算定している患者に限る。）について、ADL維持向上等体制加算として、入院した日から起算して14日を限度とし、1日につき25点を

注9 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者（7対1入院基本料又は10対1入院基本料を現に算定している患者に限る。）について、ADL維持向上等体制加算として、入院した日から起算して14日を限度とし、1日につき80点を

A106 障害者施設等入院基本料
(1日につき)

【注の見直し】

注2 注1に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出ていた病棟であって、当該基準のうち別に厚生労働大臣が定めるもののみに適合しなくなったものとして地方厚生局長等に届け出た病棟については、当該病棟に入院している患者（第3節の特定入院料を算定する患者を除く。）について、当該基準に適合しなくなった後の直近3月に限り、月平均夜勤時間超過減算として、それぞれの所定点数から100分の20に相当する点数を減算する。なお、別に厚生労働大臣が定める場合には、算定できない。

【注の見直し】

注4 当該患者が他の保険医療機関から転院してきた者であって、当該他の保険医療機関において区分番号A238-3に掲げる新生児特定集中治療室退院調整加算1又は新生児特定集中治療室退院調整加算2を算定したものである場合には、重症児（者）受入連携加算として、入院初日に限り2,000点を所定点数に加算する。

所定点数に加算する。

注2 注1に規定する別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出ていた病棟であって、当該基準のうち別に厚生労働大臣が定めるもののみに適合しなくなったものとして地方厚生局長等に届け出た病棟については、当該病棟に入院している患者（第3節の特定入院料を算定する患者を除く。）について、当該基準に適合しなくなった後の直近3月に限り、月平均夜勤時間超過減算として、それぞれの所定点数から100分の15に相当する点数を減算する。なお、別に厚生労働大臣が定める場合には、算定できない。

注4 当該患者が他の保険医療機関から転院してきた者であって、当該他の保険医療機関において区分番号A246に掲げる退院支援加算3を算定したものである場合には、重症児（者）受入連携加算として、入院初日に限り2,000点を所定点数に加算する。